

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 一ページ

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則 (同) 一

岐阜県職員に対する子ども手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則 (同) 二

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 二

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第二号の表宿日直業務専門職の項中「八、八〇〇円」を「八、八五〇円」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百五号)の一部を次のように改正する。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部四の項中、「飛騨振興局長、中濃振興局中濃事務所長」を削る。

附則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

岐阜県職員に対する子ども手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十三号

岐阜県職員に対する子ども手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員に対する子ども手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年岐阜県規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）」の下に、「平成二十三年度における子ども手当の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）」を、「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号）」の下に、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号）」を、「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第五十一号）」の下に、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第二百十号）」を加える。

第四条中「毎年三月十五日」を「総務部長が定める日」に改め、「前年の三月からその年の二月までの間における」を削る。

附則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の表防災課の部に次のように加える。

航空指導管理監

一人

上司の命を受け、防災ヘリコプターの運航指導に關し特に命ぜられた事務を処理する。

第三十三条の表一の項第十四号中、「飛騨振興局、中濃振興局中濃事務所」を削る。

附則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令第十八号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三人事課の表中十三の項を十四の項とし、七の項から十二の項までを一項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

七 平成二十三年 度における子ども 当の支給等に関す る特別措置法（平 成二十三年法律第 百七号。以下この 項中「法」とい う。）の施行事務		1 法第三十四条 の支給状況の報 告等
---	--	---------------------------

別表第三総務事務センターの表中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 平成二十三年 度における子ども 当の支給等に関す る特別措置法（以 下この項中「法」 という。）の施行 事務		1 法の施行に関 する事務（子ども 手当の支出等 の命令に関する 事務を除く。）
--	--	--

附 則

この訓令は、平成二十三年十月一日から施行する。

平成二十三年九月三十日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター